

研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、亜細亜大学(以下「本学」という。)が、その建学の精神である「自助協力」の理念に則り、本学における研究に従事するすべての研究者等が遵守すべき事項を定め、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、本学の専任職員、学生及び本学の施設・設備・研究費等を利用する者並びにこれらを支援する者すべてを含む。

2 この規程において「人を対象とする研究」とは、個人を特定し得る人の行動、思想信条、環境、心身等に関する個人の情報・データ等を収集・採取して行われる研究活動をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究者等は、学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。
- (2) 研究者等は、個人の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 研究者等は、本学諸規程のほか、国際的、国内的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等を遵守しなければならない。
- (4) 研究者等は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、相互に独立した対等の研究者等として互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- (5) 研究者等は、社会からの要請に十分応えることのできる人材を育成するとともに、研究成果を社会に対して積極的に還元することにより、より良い社会の実現に貢献する。
- (6) ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為やこれに加担する行為を行わないこととともに、不正行為を未然に防ぐ研究環境の整備に努め、不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。
- (7) 研究者等は、自由な発想と真摯な姿勢を確保しつつ、自身の職務を評価・点検し、適切な改善を施すことによって、教育・研究の質の向上に努める。
- (8) 研究者等は、企業や団体等との関係で有する利益や責務が本学における責任と衝突する状況に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究のための情報・データ等の収集)

第4条 研究者等は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報・データ等を収集しなければならない。

2 研究者等は、研究のために資料、情報・データ等を収集する場合、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第5条 研究者等は、研究のために収集した情報・データ等の紛失、遺漏、改ざん等を防止するために適切に保管しなければならない。

(事前の説明と同意)

第6条 研究者等は、第2条第2項に定める「人を対象とする研究」を行う場合、提供者に対してその目的・収集方法について丁寧な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者等は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報・データ等で、個人を特定できるものは、これをほかに洩らしてはならない。

(学園の責務)

第8条 本学は、この規程を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。

- 2 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。
- 3 本学は、研究活動及び研究費の使用において不適切な行為が認められた場合、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。
- 4 本学は、第2条第2項に定める「人を対象とする研究」が適正かつ円滑に実施されるよう審査を行う研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会については、別に定める。

(所管)

第9条 この規程の事務所管は、教務部教学センターとする。

附 則

この規程は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年7月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 12 月1日から施行する。